

5

五城目町住宅リフォーム推進事業補助金交付申請書
【 災害復旧 (持ち家型) 】

(あて先)五城目町長

年 月 日

〒 _____
申請者 住所 _____
フリガナ _____
氏名 _____
(電話番号) _____

申請に関する問い合わせ先
どちらかに"○"をするか、プルダウンで選択してください。)

申請者 ・ 施工業者

次のとおり五城目町住宅リフォーム推進事業補助金の交付を受けたいので、令和7年度五城目町住宅リフォーム推進事業補助金交付要綱第34条第1項の規定に基づき申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は事実と相違ないこと、記載内容等が事実と異なることが判明した場合は申請を取り下げを誓約します。

選択欄は"○"をするか、プルダウンで選択してください。

1	住 リ フ ォ ー ム の 等 概 を 行 う	所 有 者	1 申請者又は配偶者	2 申請者の親 又は配偶者の親	3 申請者の子	
		居 住 者	1 申請者又は配偶者	2 申請者の親 又は配偶者の親	3 申請者の子	
		住宅の所在地				
		住宅の種類	1 専用住宅	2 併用住宅	(用途:)	
		(併用住宅の場合)	住宅部分の面積 (車庫・物置除く)	m ²	併用部分の面積	m ²
		災害の内容※				

2	工 事 費 の 内 訳 (消費税含む)	A 全体工事費	円
		B 補助対象工事費	円
	補助申請額(B×15%)【限度額10万円】 千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨て		円

※ 自然災害の具体的な内容を記入してください。

※【重要】災害復旧(持ち家型)による補助金の交付は災害ごとに1回限りです。

【 町補助申請書 1-5 表面 】

3	工事内容等	工事内容(予定)	
		※具体的に記入してください。 ※増改築がある場合、面積を記入してください。	
		工事期間(予定)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4	施工業者	本店所在地 (個人の場合は住所)	
		本店以外の所在地 (支店等の契約書記載の住所)	(必要に応じて記入)
		名称 (個人の場合は氏名)	
		担当者名	
		電話番号	
		日中連絡先(携帯など)	
		(町外業者を指定している場合) 施工業者が町内業者ではない理由	

※原則、五城目町内に店舗を有しない施工業者は補助対象外となりますが、大規模な自然災害に伴う需要増加により町内業者との契約締結が困難であり、やむを得ない場合はその限りではありません。
 なお、補助対象となるかどうかについては、事前に担当までご相談頂いたうえで、理由を上記に記載し、申請してください。
 記載内容によっては補助対象外となる場合がありますので、予めご了承願います。
 ※複数の施工業者等と契約している場合は、任意様式に上記内容を記載し添付してください。

5	他の補助金等の利用の有無 (予定)	有 ・ 無	「有」の場合: 補助金等名称	
---	-------------------	-------	-------------------	--

6	予 補 助 金 振 込	金融機関名							
		支店名							
		預金種類	普通・貯蓄・当座・その他 ※○で囲むかプルダウンで選択してください						
		口座名義カタカナ							
		口座番号							
※通帳の原本等で確認して記入してください。申請者名義の口座を記入してください。									

【添付書類】(書類は整っていますか？□チェックしてください。)		チェック
(1)	工事請負契約書又は請書の写し ・契約者氏名、住所、工事名、工事場所、金額、工期、日付が記載され、収入印紙を貼っているもの	☐
(2)	工事内訳明細書の写し ・数量×単価で表記されていること。一式表記はお避けください。 ・補助対象工事又は補助対象にならない工事がわかるようにマーキング等して下さい。	☐
(3)	工事着手前の写真 ・住宅の外観全景写真及び工事部分の写真について、施工前と施工後の写真が対比できるように撮影してください。工事内容などコメントを記載してください。	☐
(4)	居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本 ・申請者と住宅の居住者が異なる場合のみ提出 ・申請日前3ヶ月以内に発行されたもの	☐
(5)	住宅部分の延べ床面積が1/2以上(車庫、物置の面積除く。)であることがわかる図面 ・併用住宅の場合のみ提出	☐
(6)	確認済証の写し及び図面 ・建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認が必要な場合のみ	☐
(7)	市町村長が発行する被災を証明する書面又は写し	☐
(8)	完納証明書(滞納のない事を証明する証明書) ・工事完了後に転入・転居する場合は、現住所における証明書。	☐
(9)	前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類	☐